

自衛隊海外派遣恒久法案に反対する意見書

政府は秋の臨時国会において、これまで自衛隊を海外に派遣する際に制定してきた「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」ではなく、「自衛隊海外派遣恒久法案」を提出しようとしている。

しかし、予想される法案では自衛隊をいつでもどこでも派遣できることとなり、「自衛」の枠から大きく踏み出し、政府すら禁じている集団的自衛権に踏み込むおそれがある。このような法案が提出され、仮に法案が成立するようなことがあれば、憲法第9条はあつてなきがごとくとなる。

また、米軍などのイラクへの軍事攻撃で明らかのように、武力で平和をつくることはできない。それはかかわる国の国民すべてに大きな犠牲をもたらすものとなる。

日本政府の果たすべき役割は、憲法第9条の定めることにより、武力によらない平和外交に最善を尽くすことである。そのことによってこそ世界に安定がもたらされ、日本は世界じゅうから尊敬されることになる。

よって、本市議会は、政府に対し、下記の事項について強く要求する。

記

- 1 政府は「自衛隊海外派遣恒久法案」の作成を直ちに中止すること。
- 2 米軍再編への加担を中止し、平和外交を推進すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年6月25日

三鷹市議会議長 石井良司